

付注1 - 1 潜在成長率の推計方法について

1. 推計方法

潜在成長率の推計は、基本的に内閣府「平成13年度年次経済財政報告」に従っている。
生産関数を想定し、

- (1) 現実の成長率から資本と労働の寄与以外の部分（ソロー残差）を算出し、全要素生産性を推計
- (2) 潜在的な資本・労働の寄与に(1)で推計した全要素生産性を加え潜在GDPを計測する方法で行った。

具体的には、

推計式（コブ・ダグラス型生産関数）

$$Y = A (KS)^a (LH)^{(1-a)}$$

但し、Y : 生産量（実質GDP）

KS : 稼働資本量（K : 資本ストック、S : 稼働率）

LH : 稼働労働量（L : 就業者数、H : 労働時間）

A : TFP（全要素生産性）

a : 資本分配率

を想定。両辺をLHで割り、対数変換した下記の式のaに0.33を代入してlnAを求め、Hodrick-Prescott フィルタにより平滑化した値を全要素生産性として使用した。

$$\ln(Y/LH) = \ln A + a \ln(KS/LH)$$

なお、資本分配率は、「1 - 雇用者所得 / (固定資本減耗 + 営業余剰 + 雇用者所得 - 家計の営業余剰)」の80年以降の平均値とした。

2. 具体的変数について

(1) 資本投入量

現実投入量：民間製造業資本ストック（取付ベース前期末値）に製造工業稼働率を乗じたものと、民間非製造業資本ストック（同）に非製造業の稼働率を乗じたものの合計。民間非製造業の稼働率として、「第3次産業活動指数/非製造業資本ストック」からトレンドを除去したものを試算し使用。

資本ストックの89年以前は、68SNAで接続。

NTT・JRの民営化、新幹線の民間売却については断層を調整。

なお、民間企業資本ストックは、実質化手法に連鎖方式が導入されていないため、1994年以降の資本ストック系列を以下の方法で新たに作成した。

$$K(\text{民間企業資本ストック}) * \frac{93\text{年第4四半期の}K + \text{投資の累積(新)}}{93\text{年第4四半期の}K + \text{投資の累積(旧)}}$$

潜在投入量：上記の稼働率について、おのおの日銀短観の「生産・営業用設備判断D I」で回帰し、推計。

(2) 労働時間

現実投入量：所定内労働時間と所定外労働時間の合計(30人以上の事業所データ)

潜在投入量：総実労働時間にHPフィルタをかけたものを潜在労働時間とした。

(3) 就業者数

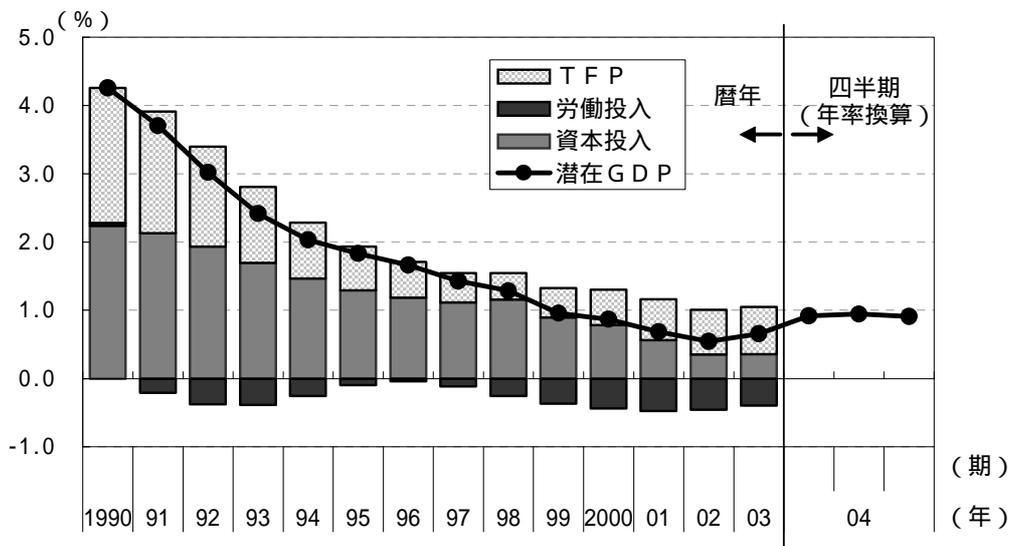
現実投入量：就業者数。

潜在投入量：「(15歳以上人口×トレンド労働力率)×(1-構造失業率)」なお、トレンド労働力率は、労働力率にHPフィルタをかけたもの。

なお、潜在GDP成長率の推計に際し、連鎖方式の系列を利用したが、連鎖方式に沿う資本ストック系列が存在しないため、暫定的に簡便法を用いて推計を行っている。そのため、今後公表される新系列による資本ストック系列を用いた推計結果とは異なる可能性があることに留意する必要がある。

3. 推計結果

潜在成長率の計算結果については、計算方法や何を潜在投入とするかによって異なること等に注意する必要があるが、推計された潜在成長率は以下の図のように推移している。その内訳をみると、資本投入の伸びが緩やかな低下傾向にあり、労働投入は減少している。



4 . データの出典

- 実質GDP : 内閣府「国民経済計算」
資本ストック : 内閣府「民間企業資本ストック」
稼働率 : 経済産業省「生産・出荷・在庫指数」「第3次産業活動指数」、
日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
就業者数 : 総務省「労働力調査」
労働時間 : 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

付注1 - 2 金利の上昇が国債価格に与える影響

金利の上昇による国債価格の下落額を主要行について試算する。

(1) 試算の前提

対象：三菱東京フィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほホールディングス、UFJホールディングス

対象資産：2003年度決算における国債残高。決算短信に記載されている、その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額を使用。

(2) 試算方法

国債の残存期間は償還期限が1年以内に到来するものを0.5年、1年超5年以内に到来するものを3年、5年超10年以内に到来するものを7.5年、10年超となるものを15年と仮定。

金利のイールドカーブの上方シフトは、1年未満の短期債で0.0% 0.5%、5年物国債で0.6% 1.5%、10年物国債で1.5% 2.5%等と仮定（大手金融機関に対する信用不安やアジア通貨危機が発生する以前で金融市場が相対的に安定していた1997年3月当時のイールドカーブを想定）

保有国債は全てゼロ・クーポン債と仮定し、以下の近似式で国債価格の下落率を計算、それを保有額に乗じて価格下落額を求めた。

$$P/P = -y \cdot i$$

(P：国債価格、y：残存期間、i：利回り)

国債残高と残存期間

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	合計
国債残高(億円)	260,670	220,027	118,906	33,713	633,315
平均残存期間(年)	0.5	3.0	7.5	15.0	3.5

金利の上昇幅

利回り(%)	短期国債	5年国債	10年国債	15年国債
2004年10月	0.0	0.6	1.5	1.7
1997年3月	0.5	1.5	2.5	2.6
変動幅(%)	0.5	0.8	1.0	0.9

国債価格の下落額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	合計
下落額(億円)	611	5,518	8,980	4,496	19,606

(備考)本試算は金利上昇が国債価格に与える影響について、その目安を把握するために、残高構成を不変とするなどいくつかの仮定を置いて試算したものであり、実際のバランスシートに与える影響とは異なる。

付注1 - 3 原油 ドバイ価格と輸入価格のVAR分析

1. 単位根検定

ドバイ価格と輸入価格の階差について、ADF検定を用いて1%水準で単位根が存在するという仮説を棄却できた。したがって、それぞれは定常的な動きを考えると考えられ、VAR推計においては両変数の階差を用いる。

2. VAR推計

Schwarz Criteriaを用いてラグの数を2とし、ドバイ価格と輸入価格の階差のVARを推計した。

推計期間は2000年1月～2004年9月、サンプル数は57。

説明変数	ドバイ価格(1)	輸入価格(2)
ドバイ価格 ラグ1	-0.17 (-1.25)	0.49 (10.06)
ラグ2	-0.34 (-1.69)	0.49 (6.77)
輸入価格 ラグ1	0.17 (0.55)	-0.13 (-1.24)
ラグ2	-0.16 (-0.69)	0.18 (2.16)
定数項	0.34 (1.00)	0.03 (0.23)

(1)式のAdj. R-squaredは0.02、(2)式のAdj. R-squaredは0.74

(備考) 1. 両変数ともにドルベース。

2. 輸入価格は、為替レートを用いて円ベースをドルベース化した。

3. 財務省「貿易統計」などにより作成。

付注1 - 4 原油輸入数量関数の推計

1. 原油輸入数量関数の推計

$$\log (IM) = \alpha + \beta \log (IMPID/DEF) - \gamma + \delta \log (GDP)$$

IM : 原油輸入数量 (前期差)

IMPID/DEF : 原油輸入価格の相対変化 (前期差)

IMPID : 原油輸入価格 (1995年平均を100として指数化)

DEF : GDPデフレーター

GDP : 実質GDP (前期差)

上記の説明変数、被説明変数は、いずれもADF検定を用いて5%水準で単位根が存在するという仮説を棄却している。

2. 推計結果 (推計期間は1985年第1四半期から2004年第3四半期)

(t 値)	-0.00 (-0.10)
(t 値)	0.03 (0.41)
(t 値)	0.70 (3.13)
D.W.	2.62

(備考) 財務省「貿易統計」、内閣府「国民経済計算」により作成。

付注1 - 5 原油価格と消費者物価（生鮮食品を除く総合）のVAR分析

1. 単位根検定

原油価格（貿易統計の輸入原油価格を2000年=100として指数化）消費者物価（生鮮食品を除く総合）の階差について、ADF検定を用いて5%水準で単位根が存在するという仮説を棄却することができた。したがって、それぞれは定常的な動きを考えると考えられ、VAR推計においては両変数の階差を用いる。

2. VAR推計

AICを用いてラグの数を2とし、原油価格と消費者物価（生鮮食品を除く総合）の階差のVARを推計した。

(1) 70年から89年まで

説明変数	消費者物価(1)		原油価格(2)	
消費者物価 ラグ1	0.06	(0.66)	3.48	(1.40)
ラグ2	0.56	(6.33)	-1.39	(-0.60)
原油価格 ラグ1	0.02	(4.34)	0.67	(-5.86)
ラグ2	-0.01	(-1.73)	-0.24	(-1.88)
定数項	0.28	(2.56)	-1.11	(-0.39)

推計期間：1970年4Qから1989年4Q、サンプル数：77

(1) 式のAdj. R-squaredは0.49、(2) 式のAdj. R-squaredは0.34

(2) 90年以降

説明変数	消費者物価(1)		原油価格(2)	
消費者物価 ラグ1	-0.12	(-1.06)	-4.35	(-1.57)
ラグ2	0.54	(-4.78)	-1.06	(-0.38)
原油価格 ラグ1	0.00	(-0.41)	-0.09	(-0.70)
ラグ2	0.00	(-0.49)	-0.31	(-2.38)
定数項	0.08	(1.12)	1.97	(1.19)

推計期間：1990年1Qから2004年3Q、サンプル数：59

(1) 式のAdj. R-squaredは0.32、(2) 式のAdj. R-squaredは0.10

付注1 - 6 原油価格が10%上昇した場合の国内企業物価、消費者物価への影響

1. 概要

2000年産業連関表(104部門)を用いて、輸入原油価格が10%上昇した場合、それが100%全ての財・サービスに転嫁されるとして、国内企業物価、消費者物価への影響を試算した。

2. 推計方法

(1) 産業連関表による国内生産者価格への波及効果分析

輸入品価格が上昇した場合の国内生産者価格への影響は、

$$\Delta P = \left[\left(I - (I - \overline{M})A \right)^{-1} \right] \cdot (MA) \cdot \Delta P_m$$

[P: 国内生産者価格、M: 輸入係数、A: 投入係数、P_m: 輸入品価格] として計測。

(2) 国内企業物価、消費者物価への影響

国内企業物価への影響については、(1)より求めた国内生産者価格上昇率を国内企業物価のウェイトで加重平均して影響を試算した。また、消費者物価への影響については、流通マージン(商業マージン+国内貨物運賃)を調整した国内購入者価格上昇率を消費者物価のウェイトで加重平均して影響を試算した。

3. 推計結果

(1) 国内企業物価

国内企業物価 大分類	前年比寄与度
加工食品	0.010
繊維製品	0.002
製材・木製品	0.002
パルプ・紙・紙製品	0.007
化学製品	0.028
プラスチック製品	0.007
石油・石炭製品	0.172
窯業・土石製品	0.005
鉄鋼	0.005
非鉄金属	0.002
金属製品	0.003
一般機器	0.004
電気機器	0.010
輸送用機器	0.007
精密機器	0.001
その他工業製品	0.003
農林水産物	0.002
鉱産物	0.003
電力・都市ガス・水道	0.012
計	0.285

(2) 消費者物価

消費者物価	財・サービス別分類	寄与度
財	農水畜産物	0.139
	工業製品	0.007
	食料工業製品	0.132
	繊維製品	0.020
	石油製品	0.004
	その他工業製品	0.083
	電気・都市ガス・水道	0.011
	出版物	0.013
	サービス	0.001
合計	0.017	
	0.156	

付注2 - 1 消費者態度指数と消費支出のVAR分析

1. 単位根検定

消費者態度指数、消費支出の階差について、ADF検定を用いて5%水準で単位根が存在するという仮説を棄却することができた。したがって、それぞれは定常的な動きをすることを考えられ、VAR推計において両変数の階差を用いる。

2. VAR分析

ラグの数を2とし、消費者態度指数と消費支出の階差のVARを推計した。

(1) 消費支出

説明変数		消費支出(1)		消費者態度指数(1)	
消費支出	ラグ1	-0.35	(-4.06)	0.00	(-1.23)
	ラグ2	-0.61	(-7.31)	0.00	(1.70)
消費者態度指数	ラグ1	102.24	(0.86)	0.17	(1.48)
	ラグ2	252.47	(2.14)	-0.20	(-1.78)
定数項		666.45	(2.73)	0.05	(0.21)

推計期間：1983年1Qから2004年3Q、サンプル数：87

(1)式のAdj. R-squaredは0.49、(2)式のAdj. R-squaredは0.11

(2) 消費支出(耐久財)

説明変数		消費支出(1)		消費者態度指数(1)	
消費支出 (耐久財)	ラグ1	-0.23	(-2.26)	0.00	(0.46)
	ラグ2	-0.50	(-5.21)	0.00	(2.13)
消費者態度指数	ラグ1	34.01	(1.45)	0.16	(1.36)
	ラグ2	48.72	(2.05)	-0.24	(-2.01)
定数項		139.45	(2.98)	-0.19	(-0.79)

推計期間：1983年1Qから2003年1Q、サンプル数：81

(1)式のAdj. R-squaredは0.40、(2)式のAdj. R-squaredは0.12

付注2 - 2 持家・分譲住宅着工戸数の推計

以下により、消費者態度指数、住宅取得能力指数、世帯主失業率、地価の動向が持家・分譲住宅の着工に与える影響について推計した。

(1) 推計式： $OH = \quad + CI + HI + UR + LR$

OH ... 持家・分譲住宅着工戸数の合計(季節調整値) / 住宅ストック数
(前期末値)

CI ... 消費者態度指数(耐久消費財の買い時判断を除く)(季節調整値)

HI ... 住宅取得能力指数

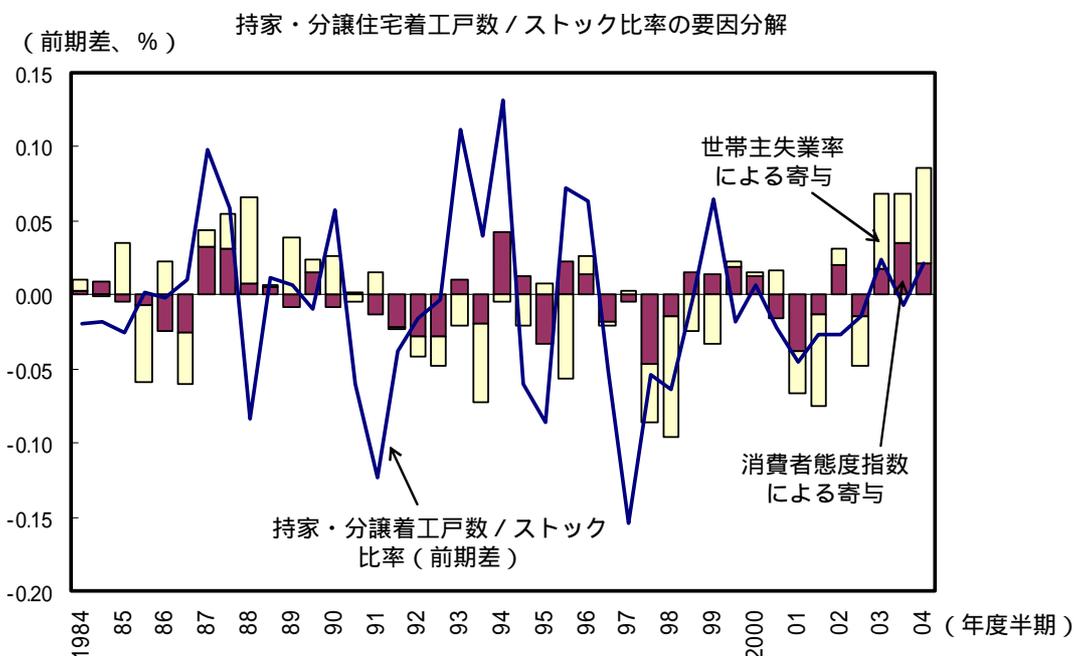
UR ... 世帯主失業率

LR ... 全国住宅地地価変動率(前期比)

(2) 推計結果(推計期間は1983年度上期~2004年度上期)

(t 値)	(t 値)	(t 値)	(t 値)	(t 値)	Adj-R ²	D.W.
0.403 (2.233)	0.00747 (2.28)	0.00536 (5.16)	-0.178 (-6.15)	0.0236 (3.83)	0.733	0.922

(3) 要因分解



- (備考) 1 . 国土交通省「建築着工統計」、総務省「住宅・土地統計調査報告」、「労働力調査」、日本不動産研究所「市街地価格指数」等により作成。
- 2 . 住宅ストック数は、住宅・土地統計調査により5年毎に把握できる。平成15年調査分は速報値を使用。中間期は、住宅ストック数 = 1期前の住宅ストック数 + 着工戸数 - 建替え戸数の関係から推計。着工戸数は建築着工統計より。建替え戸数は、2003年度までは建築着工統計の除却戸数で按分して補完、以降は1998～2003年の按分比で延長した。
- 3 . 住宅取得能力指数は、内閣府「年次経済財政報告」(平成16年度)付図1 - 18を参照。

付注2 - 3 世代会計の手法に基づく生涯を通じた受益と負担の試算（概要）

1. 世代区分について

毎年の政府収支（歳入と歳出）を、総務省「家計調査」「全国消費実態調査」の年齢層別世帯の収支データを用いて、年齢層別での世帯の収入と支出として振り分ける。

現在世代の区分は、「国勢調査」（総務省）における過去のデータ上の制約から10歳刻み（60歳以上は20歳刻み）として、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳以上、という5段階とした。また、世帯主の寿命は80歳とし、全ての世帯主がこの寿命を全うするものと仮定した。

2. 現在世代における過去の受益と負担の推計

（1）基本的な考え方

「国民経済計算（SNA）」により遡及可能な55年以降、各年において世代別の受益と負担を算出した。

具体的には、制度部門別所得支出勘定（一般政府）による政府の受払額を、「家計調査」「全国消費実態調査」における勤労者世帯数分布と世帯主の年齢層別各収支を用いて世代別に按分した。さらに「国勢調査」の世帯数に基づき、年齢層別1世帯当たりの受益と負担を推計した。なお、制度部門別所得支出勘定（一般政府）については、90年以降は93SNAの実績値を使用した。89年以前68SNAベースでの実績値を93SNAベースに修正した（受払項目ごとに93SNAと68SNAとのデータ重複期間における比率を用いて修正した）。

（2）政府の受払項目

（ ）政府の受取項目は、生産・輸入に課される税、所得・富等に課される税、社会保障負担、その他負担を用いる。社会保障負担については、「年金負担」と「介護負担」と「その他」に分類。「年金負担」と「介護負担」については、SNAの社会保障負担の明細表（付表10）を基に算出した。

（ ）政府の支出項目は、現実最終消費+財・サービスの移転、補助金他、社会保障給付、その他受益、貯蓄を用いる。このうち、現実最終消費+財・サービスの移転の内訳を「教育費」と「その他」に分類。教育費については、SNAの一般政府目的別支出（付表7）における現物社会移転・現実最終消費の各教育費内訳を基に算出した。「国民経済計算」の68SNAを用いても、70年までしかデータが遡及出来ないため、69年以前については70年のデータを援用した。また、社会保障給付の内訳を「年金給付」と「老人保健医療」と「介護給付」と「その他給付」に分類。「年金給付」と「老人保健医療」と「介護給付」は、SNAの一般政府から家計への移転の明細表（付表9）

を基に算出した。

(3) 受払項目の各世代への按分

- () 生産・輸入に課される税は、「家計調査」における消費支出額を用いて世帯按分した。
- () 所得・富に課される税のうち、家計に課される税は、「家計調査」における直接税を用いて世帯按分した。
- () 所得・富に課される税のうち、法人に課される税は、最終的には賃金・配当・製品価格等を通じて、個人に転嫁されていると仮定し、以下の方法で世帯に帰属させた。

- ・ 1 / 2 は供給側の要素所得に転嫁 (ア)

- ・ 1 / 2 は需要側の製品価格に転嫁 (イ)

(ア)のうち75%は、賃金転嫁分として家計の雇用者所得とし、「家計調査」における勤め先収入を用いて世帯按分した。残りの25%は、資本所得転嫁分として家計の保有金融資産割合、「全国消費実態調査」における貯蓄現在高を用いて世帯按分した。

「全国消費実態調査」における貯蓄現在高は、74年までしか遡及出来ないため、73年以前は74年のデータを援用した。

製品価格転嫁分(イ)については、家計の消費割合、「家計調査」における消費資質を用いて世帯按分した。

- () 社会保障負担については、「家計調査」における社会保険料を用いて世帯按分した。うち年金負担は、家計の年金給付額、「全国消費実態調査」における年金給付を用いて世代按分した。

「全国消費実態調査」における年金給付は、74年までしか遡及できないため、73年以前については74年のデータを援用した。

うち老人医療給付は、全て60歳以上世帯に帰属するものとした。

- () 補助金等(「国民経済計算(SNA)」での補助金・社会扶助給付)については、各世代の世帯数「国勢調査」に加重平均して世帯按分した。
- () 現実最終消費+財・サービスの移転における教育費については、家計の教育費支出、「家計調査」における教育費を用いて世代按分した。
- () その他受益、その他負担、貯蓄については、世帯当たり均等に按分した。

なお、過去の公的固定資本からの受益の按分については、90年以降は、「国民経済計算(93SNA)」での固定資本減耗について、各世代の世帯数に応じて配分。89年以前は、68SNAでの期末貸借対照表勘定(一般政府)の純固定資産額に対して、一定の収益率(90から98年での「国民経済計算(SNA)」での純固定資産額に対する「国民経済計算(93SNA)」での固定資産減耗比率)を掛けたものを各

世代の世帯数に応じて配分した。

(4) 各世代での世代別受益・負担を実質化

「国民経済計算(SNA)」でのGDPデフレーター(2002年=100とする)を用いて、各年の世代別受益と負担を実質化した。

(5) 現在世代における過去の受益と負担の現在価値評価

55年以降の受益と負担について、各年の実質金利(1年物預金金利-CPI上昇率)で割り増しし、最近時点(2002年)での現在価値評価として算出した。

(備考) 1. 勤労者世帯の租税負担額の修正

勤労者世帯においては高齢者の割合が低いいため、これを以て全世帯平均なデータとみなすと、特に租税負担額については過大に推計される可能性がある。このバイアスを修正するため、「家計調査」の租税負担(直接税)については、60歳以上の租税負担額(直接税)に「勤労者世帯数/全世帯数」を掛けて算出した。

2. 年齢階級別世帯分布の修正

「家計調査」「全国消費実態調査」等で抽出される世帯数分布では、「国勢調査」の世帯数分布に比べて高齢者層の世帯数が過少となる傾向がある。このバイアスを軽減するために、年齢階級別世帯分布は、「全国消費実態調査」や「家計調査」のサンプル分布を取らず、「国勢調査」の2人以上世帯の年齢階級分布により、総世帯数を割り振った。

3. 各世代における将来の受益と負担の推計

(1) 最近時点(2002年)での現在世代が享受している年齢層別の受益と負担の構造が、将来も不変で維持されるとの仮定を置いている。

(2) 公的固定資本からの受益について、2030年以降は1世帯当たりの受益が定常になるものとした。

(3) 公的年金について、2004年年金制度改正により法定された保険料(率)の引上げ、マクロ経済スライドの導入による給付調整については、「国民年金(基礎年金)・厚生年金平成16年財政再計算結果」を参考に織り込んだ。その他、2000年改正内容である支給開始年齢の引き上げ等についても考慮されている。また、2004年改正による影響をみるために、2000年年金制度改正による給付水準を維持した場合の試算(2004年改正前試算)を別途行った。2004年改正前試算における、保険料(率)引上げの設定は、基礎年金の国庫負担の2分の1への引き上げが2009年度までに完了するとの仮定に基づく厚生労働省の試算結果に基づいた。

- (4) 介護保険について、給付については、すべて 60 歳以上世代への帰属とした。なお、2003 年度の介護保険料の引上げは考慮されている。
- (5) (1) ~ (4) で推計した将来の受益と負担を割り戻し、最近時点 (2002 年) での現在価値評価として算出した。その際、各世帯が直面する経済成長率、利子率は 2010 年までは「構造改革と経済財政の中期展望 - 2003 年度改定」の年度値を援用し、それ以降は経済成長率を 2 %、利子率を 4 % と仮定した。

付注2 - 4 公的年金収益率の推計について

1. 概要

年金加入履歴や寿命など一定のモデルケースを設定し、財政再計算時の諸前提に基づき、当該世帯が生涯に支払う保険料と生涯に受け取る年金給付額を制度改革毎に推計し、公的年金収益率（生涯給付 / 生涯負担）がどのように変化してきたかをコーホート別に推計。

2. 推計方法

(1) コーホートの設定

世代は、1935年度（昭和10年度）生まれから、1975年度（昭和50年度）生まれまでの5歳刻みの9世代とする。

(2) モデルケースの設定

寿命・年金加入履歴等

同年齢の夫婦を想定。夫は79歳、妻は86歳で死亡。夫は厚生年金に20歳から60歳まで加入。妻は28歳まで厚生年金に加入後、専業主婦となり、第3号被保険者となる。

賃金水準の前提

月収については、夫・妻ともに「賃金構造基本統計調査」の「きまって支払う給与」を想定。ボーナスは「賞与等」。過去の賃金については、当該調査の実績値を使用。将来賃金については、時々々の財政再計算の前提を適用し、コーホート別の賃金プロフィールを作成。

経済前提等

賃金上昇率、物価上昇率、運用利回り等の前提は、時々々の制度改革内容を踏まえた財政再計算時の想定を適用。

これまでの財政再計算における経済前提等

	1980年 再計算	1984年 再計算	1989年 再計算	1994年 再計算	1999年 再計算	2004年 再計算
賃金上昇率	8.0%	5.0%	4.1%	4.0%	2.5%	2.1%
物価上昇率	6.0%	3.0%	2.0%	2.0%	1.5%	1.0%
運用利回り	6.0%	7.0%	5.5%	5.5%	4.0%	3.2%
実質賃金	2.0%	2.0%	2.1%	2.0%	1.0%	1.1%
実質利回り	-2.0%	2.0%	1.4%	1.5%	1.5%	1.1%

2004年再計算の2003～2008年度の前提は「改革と展望 - 2003年度改定」に準拠
1980年再計算については、case Aを前提

生涯保険料負担額の算出

1) 過去に支払った保険料の集計

賃金の実績値 × 保険料率（実績） 企業負担分を含む。

2)将来に支払う保険料の集計

最新の賃金の実績値×賃金上昇率の前提×財政再計算で示された保険料率

3)保険料額の現在価値への変換、生涯保険料負担額の算出

過去分と将来分の保険料を運用利回りで 65 歳時点に集約したものを名目賃金上昇率で 2004 年度時点に換算し、これを集計。

これまでの財政再計算における厚生年金の最終的な保険料率

	1980年 再計算	1984年 再計算	1989年 再計算	1994年 再計算	1999年 再計算	2004年 再計算
厚生年金	(34.8%) 約26.8	(28.9%) 約22.2	(26.1%) 約20.1	(29.8%) 約23.2	19.8% 国庫負担割合は1/2	18.3%

総報酬ベース。()は標準報酬ベース

生涯年金給付額

老齢厚生年金(報酬比例部分)

1)平均標準報酬の作成

過去に支払った賃金を現在の価値に再評価。

過去の賃金実績を再評価する際の再評価率は時々々の財政再計算で示された値を使用。将来の賃金分については、財政再計算の再評価率を年金改定率(賃金上昇率等)により延長。平均値をとり、当該個人の平均標準報酬を作成。2000年改正後は、2003年から総報酬制が導入されており、これを反映している。

2)新規裁定額の算出

<新規裁定算定式>

= 平均標準報酬×支給乗率×厚生年金加入期間

支給乗率は、時々々の制度改正内容を踏まえた財政再計算時の値を使用。

加入期間は40年間=480ヶ月

3)生涯を通じて受け取る給付額の集計

2)で算定した新規裁定年金額を物価スライドや賃金スライド(時々々の制度に準拠)で延長し、寿命まで受け取る年金額を算出。

夫が79歳、妻が86歳で死亡を想定しており、妻は夫の死亡後、遺族厚生年金(夫の老齢厚生年金×3/4)を受け取る。

4)これらを運用利回りで65歳時点に集約したものを名目賃金上昇率で2004年度時点に換算し、これを集計。

厚生年金報酬比例部分の支給開始年齢は、2000年改正で60歳から65歳へ段階的に上げられることとなっている。

老齢厚生年金(定額部分)

老齢基礎年金の受給要件を満たしている者で厚生年金保険の被保険者期間が1

年以上あるものには60歳から64歳まで、報酬比例部分に加え、定額部分の厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）が支給される。

新規裁定算定額 = 定額単価 × 厚生年金加入期間

定額単価は時々々の財政再計算時の値を使用。生年により異なる。

定額部分の支給開始年齢は、1994年改正で60歳から65歳へ段階的に引上げられることとなっている。

老齢基礎年金（国民年金）

65歳より支給。モデル設定により、夫は40年間厚生年金加入を前提としており、満額が支給される。妻についても同様。

公的年金収益率の算出

で算出した生涯年金給付額と で算出した生涯保険料負担額との比率を公的年金収益率とする。

当該試算にかかわる、これまでの年金制度改正について

1984年改正 (昭和60年)	基礎年金の導入 給付水準の改定	現役男子勤労者の平均賃金月額の68%に相当
1989年改正 (平成元年)	給付水準の改定 完全自動物価スライド制の導入	現役男子の平均標準報酬の69%に相当 CPI上昇率が5%以上 前年のCPI変動率に応じて改定
1994年改正 (平成6年)	ネット賃金スライド制の導入 特別保険料の導入 特別支給の厚生年金支給開始年齢引き上げ	厚生年金報酬比例部分を、賃金上昇率により改定から手取り賃金上昇率に応じて改定 ボーナスからも1%徴収 定額部分は支給開始年齢を60歳から65歳へ段階的に引上げ
2000年改正 (平成11年)	給付水準の改定 65歳以降の完全物価スライド制導入 厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢引き上げ	給付乗率5%カット（従前額保証）。現役世代の約59%を保証 基礎年金・厚生年金ともに、65歳以降は物価スライドのみ 報酬比例部分も支給開始年齢を60歳から65歳へ段階的に引上げ
2004年改正 (平成16年)	マクロ経済スライドの導入 給付水準の改定	年金の支え手の減少に応じて給付水準を調整 現役世代の約50%に相当